

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和4年11月25日 開会時間・午前・午後 9時58分 閉会時間・午前・午後10時48分
出席者	原 一郎 毛利 廣次 南谷 清司 粟津 明 野口 佳宏 豊島 保夫	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛	
傍聴者	花村 隆	
説明のために出席した者	橋本総務部長 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 12月定例会について ○ その他	

【開会＝午前9時58分】

原委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議事項はお手元に配布した通りであります。まず、12月定例会についての協議を行います。市長提出案件について執行部から説明願います。総務部長お願いいたします。

総務部長

本日、副市長のほう体調不良ですので私の方でご説明させていただきます。

それでは、令和4年11月30日開会の第5回羽島市議会定例会におきまして、審議をお願いする付議案件についてご説明申し上げます。付議する案件の内訳は専決処分の報告等が3件、条例の制定及び一部改正が7件、指定管理者の指定が11件、令和4年度補正予算が1件、財産の処分が1件、市道路線の認定が1件、以上24件となっております。それでは順次説明させていただきます。

まず、議案書の1ページをお願いいたします。議案書1ページ「報第9号 専決処分の報告について」でございます。令和4年7月20日午前8時50分ごろ、羽島市上中町長間字沼2504番1地先の道路上の穴により、西進していました自動車の左側の前タイヤ及びホイールに損傷を与えました。これに対する損害賠償の額を、専決処分により定めましたので報告するものでございます。損害賠償の額は3万9984円で損害賠償の相手方は羽島市在住の個人となっております。

次に2ページの方をお願いいたします。「承第8号 専決処分の報告並びにその承認について」でございます。3ページの「専第11号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第8号）」について、10月31日に専決処分をいたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。歳入歳出予算に1億6885万円を追加し、総額を250億7665万8000円としたものでございます。補正内容といたしましては、物価高騰対策支援事業、それから岐阜県子育て世帯負担軽減給付金給付事業及び病院事業会計補助金等となっております。物価高騰対策支援事業と申しますのは、障害福祉、それから介護福祉、保育施設、医療機関、こういった関係の事業者に対しまして、3万円から50万円の支援を行うといったものでございます。また、岐阜県

子育て世帯負担軽減給付金給付事業につきましては、高校3年生までのお子様を持つ世帯に対しまして、1世帯当たり1万5000円を給付するといったものでございます。財源といたしましては、県の補助金及び基金繰入金等を充てたものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。この11ページにつきましては、「承第9号 専決処分の報告並びにその承認について」でございます。12ページの「専第12号 令和4年度羽島市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして、10月31日に専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。収益的収入に2689万5000円を追加したもので、補正内容といたしましては、エネルギー高騰支援に係る新型コロナウイルス感染症対応補助金となっております。

次に、21ページをお願いいたします。21ページにつきましては「議第62号 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、条例の一部を改正するといったものでございます。改正内容といたしましては、物価の変動、また消費税の増税等を踏まえまして、選挙運動費用の公費負担の上限額を引き上げる政令改正が行われたことに伴いまして、現在1枚当たり525円6銭を公費負担としております選挙運動用ポスターの印刷費につきまして、政令と同額の1枚当たり541円31銭とするものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。この公費負担の対象となるポスターの関係につきましては、119カ所の公営掲示場に掲載するポスターが対象となっております。

次に、23ページをお願いいたします。23ページは「議第63号 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の交付に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。改正内容といたしましては、先ほどの選挙運動用ポスターの印刷費の改定と同じ理由でございます。現在、1枚当たり7円51銭を公費負担としております選挙運動用ビラの作成費につきまして、新たに政令と同額の1枚当たり7円73銭とするものでございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。ビラの枚数につきましては、市長が1万6000枚まで、議員さんにおかれま

しては4000枚までというふうに規定されております。

次に、26ページをお願いいたします。26ページは「議第64号 羽島市個人情報の保護に関する法律施行条例について」でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、条例を制定するものでございます。まず、条例制定の背景についてでございますが、現在、地方公共団体の個人情報保護条例におきましては、規程、運用にそれぞれの団体ごとに相違がございます、このことがデジタル社会進展のためのデータ流通に支障をきたしておりますことから、国におきまして個人情報に係る全国的な共通ルールを法律で規定しております。法律の施行後、地方公共団体は法律に基づきまして個人情報の運用を行うこととなりますが、一部条例に委任される事項がございますため、現行の個人情報保護条例を廃止いたしまして、法律の施行条例を定めるものでございます。それでは、別冊の議案要綱の1ページをお願いいたします。こちらですが、まず2の開示請求にかかる手数料についてでございますが、この関係につきましましては、現在本市におきましては開示請求に係る手数料を無料としており、写しの交付に要するコピー代などの費用のみ実費弁償という形で請求者負担としております。この関係につきましましては、今後も引き続きまして同様となるように手数料を無料としたいと、そういった規定となっております。それから、3の開示決定等の期限につきましましては、法律におきましては保有個人情報の開示決定などを開示請求がありました日から30日以内にする事となっております。ただし、本市におきましては、現行条例の規定と同様に14日以内とすることについて規定するものでございます。次に、4の審査会への諮問についてでございますが、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認められる場合には羽島市個人情報保護審査会に諮問できる旨を規定しております。この条例は令和5年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。また、この条例の施行に伴いまして、整理が必要な関係条例の一部を改正しております。

次に33ページをお願いいたします。「議第65号 羽島市個人情報保護審査会条例について」でございますが、こちらに関しましてはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い条例を制定するものでございます。条例制定の理由といたしましては、先ほどの議案で説明した通り、羽島市個人情報保護審査会につい

て規定しております現行の個人情報保護条例が廃止されますことから、新たに審査会条例を制定するものでございます。それでは、この関係につきましても議案要綱の2ページの方をお願いいたします。議案要綱の2ページですけれども、審査会が行う事務につきましては、1の設置のア及びイの通り、市の機関等からの諮問に応じて保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について調査審議すること及び市の機関からの諮問に応じ、個人情報の適正な取り扱いについて調査審議することとなっております。その他、審査会の組織及び調査審議の手続き等につきまして規定しております。この条例は一部の規定を除きまして令和5年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

次に、議案書の38ページをお願いいたします。「議第66号 羽島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和4年8月の人事院勧告を踏まえまして、条例の一部を改正するものでございます。こちらの方も議案要項の3ページの方をお開きください。議案要綱3ページでございますけれども、第1 羽島市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、1つ目は給料表の改定を行うもので、特に若年層、概ね30代の半ばあたりまでに当たりますが、こういった若年層の一般職員が在職いたします。号級の給料月額を引き上げるといったものでございます。2つ目は勤勉手当の改定でございます。一般職員等の令和4年度12月期の支給割合を0.1カ月分引き上げるとともに、令和5年度以降の6月及び12月の支給割合を同じ割合にするといったものでございます。その他、第2におきまして、常勤の特別職職員の期末手当、こちら特別職に関しましては勤勉手当がなく、全て期末手当にて支給しておりますので、この期末手当を年間0.1カ月分、増額するといった改定をするるとともに、第3において特定任期付職員の給料表及び期末手当についても改定するものでございます。この条例は一部の規定を除きまして公布の日から施行するものでございます。なお、この条例の改正につきましては、同じく常勤の特別職の期末手当の改定が認められれば、議員の皆様方の期末手当についても準用しておりますので、0.1か月分引き上げられると、そういったこととなっております。

次に、議案書の方ですが、60ページをお願いいたします。「議第67号 羽島市職員の定年等に関する条例等の一

部を改正する条例について」でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。この関係につきましても要綱の方の4ページをお願いいたします。こちらですが、まず第1の羽島市職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、職員の定年を60歳から65歳までに2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げて参ります。また、管理職の職員は原則として60歳に達した日の翌日から同日以降における最初の4月1日までの間に管理職以外の職に降任または転任させるという、いわゆる役職定年についての規定がございます。次に、さらに60歳に達した日以後、定年前に退職した職員につきましては、本人の希望によりまして、短時間勤務の職を選ぶことができると、そういった規定もでございます。次に、第2の羽島職員の給与に関する条例の一部改正におきましては、当分の間、職員の給料月額原則として60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の職務の級及び号級に応じた額の7割とするということで、60歳を過ぎるとそれまで支給されていた給与のおおむね7割の給料となるといった規定でございます。その他、今回の制度改正に伴いまして、整理が必要な関係条例の一部を改正しております。この条例は一部の規定を除きまして、令和5年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。

それでは議案書の方に戻りまして、108ページの方をお願いいたします。議案書108ページですが、「議第68号 羽島市税等における督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について」でございます。これは市税等における督促手数料を廃止することに伴う条例を制定するというものでございます。改正内容といたしましては、令和5年4月以降、指定金融機関等の窓口におきまして、これまで1通あたり100円といった督促手数料を加算して受領しておりましたが、そういった督促手数料を加算して受け付ける措置が令和5年4月1日以降、金融機関で措置を取らなくなります。そのことによって、税金等の納付書の額面の額そのものしか受け取らないこととなりました。そのため、このままの状態にしておりますと督促手数料のみの滞納が発生し、滞納処分事務などの増加が見込まれることとなりますことから、この機会を捉えまして督促手数料を廃止するといったものでございます。この条例は令和5年4月1日から施行し、所要の経過規定を設けるものでございます。なお、督促手数料の徴収につきましては

この条例が成立いたしますと行わないこととなりますが、督促状そのものは税法で発送することが義務付けられておりますので、発送は引き続き行って参ります。

次に116ページの方をお願いいたします。当該ページの116ページですが当該ページの「議題69号 羽島市足近コミュニティセンターの指定管理の指定について」から126ページの議第79号まで、この11件につきましては、各施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。指定する団体は各施設がございませ地域コミュニティセンター協議会で、指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となっております。

次に議案書127ページをお願いいたします。議案書127ページですが、「議第80号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第9号）」についてでございます。歳入歳出予算に3463万6000円を追加し、総額を251億1129万4000円とするものでございます。補正内容につきましては、給食費負担軽減補助事業及び給食事業費の財源振替となっております。この給食費負担軽減補助事業につきましては、保育園児や幼稚園児を対象といたしまして令和5年の1月から3月までの給食費を補助するものでございます。また、給食事業費の財源振替につきましては、小学校や中学校などの学校給食に関する給食費につきまして、これも令和5年の1月から3月まで無償となるよう、財源振り替えを行うといったものでございます。財源といたしましては基金繰入金を充てるものとなっております。併せて債務負担行為の補正もお願いするものでございます。

次に、134ページをお願いいたします。「議第81号 財産の処分について」でございますが、この関係は先般の全員協議会でも既にご報告させていただいておりますが、市所有の土地を処分したいので羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決にを求めるものでございます。処分する土地は羽島市民プール跡地で羽島市堀津町須賀南1丁目71番2及び同72番2、面積の合計は9855.85平米となっております。処分価格は2億5700万円、処分の相手方は羽島市上中町一色467番地1、日興製薬株式会社となっております。この日興製薬株式会社におけ

	<p>るこの土地の利用目的といたしましては、製薬会社としての原料、それから資材の保管また製品の出荷作業用として自社用の倉庫を建築したいと、そういったことから土地を取得されるというものでございます。</p> <p>次に135ページをお願いいたします。「議第82号 市道路線の認定について」でございます。道路法第8条第2項の規定によりまして、136ページの通り、狐穴小堤5号線他曲利、平方などの3路線について市道路線の認定をお願いするというものです。いずれも宅地開発に伴う認定交付でございます。</p> <p>以上、今定例会におきまして審議をお願いする付議議案について、その概略を説明させていただきました。なお、承第8号、承第9号、議第80号の3件につきましては、議会初日での承認及び議決をお願いしたいと考えております。また、初日にこれらの議決等をいただけましたら、引き続き追加案件といたしまして、補正予算に係る議案を提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
原委員長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>続いて、初日30日の追加議案について、引き続き執行部から説明願ってもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議会事務局長	<p>事務局からお願いがございます。追加議案につきましては議場で配布いたしますので、この会議終了後、回収させていただきます。メモ等は別の紙にてお願いいたします。</p>
原委員長	<p>では総務部長お願いいたします。</p>
総務部長	<p>それでは、議会初日に追加で提出させていただきたい議案についてご説明させていただきます。追加議案書の方をお願いいたします。</p> <p>まず、1ページでございますが、「議第83号 令和4年度羽島市一般会計補正予算(第10号)」についてでございます。歳入歳出予算に3億2782万円を追加し、総額を254億3911万4000円とするものでございます。</p>



補正内容につきましては、職員人件費、訓練等給付費、福祉医療費助成事業等となっております。職員人件費につきましては、先ほどの条例改正でご説明させていただいた通り、人事院勧告への対応に伴う補正等を含め、職員異動に関する人件費補正となっております。財源といたしましては国庫負担金及び財産売払収入等を充てるものでございます。併せて繰越明許、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、追加議案書の44ページをお願いいたします。「議第84号 令和4年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてでございます。歳入歳出予算に254万2000円を追加し、総額を57億7265万3000円とするものでございます。補正内容につきましては、配食サービスに係る任意事業についてでございます。この関係につきましては、この配食サービスを利用される利用者が16%程増加しておりまして、これに対応するための補正予算となっております。財源といたしましては、国庫補助金及び県補助金等を充てるものとなっております。

次に、49ページをお願いいたします。「議第85号 令和4年度羽島市病院事業会計補正予算(第4号)」についてです。収益的収入に158万4000円、支出に122万6000円をそれぞれ追加するものでございます。補正内容につきましては、収入には寄附をいただいた防犯カメラ8台分の相当額とその運用にかかります電気料金10年分の見込み額を加えるものでございます。支出には防犯カメラ8台分の相当額とその運用にかかる当年度分の電気料金見込み額を加えるといったものでございます。

次に58ページをお願いいたします。「議第86号 令和4年度羽島市水道事業会計補正予算(第1号)」についてでございます。収益的収入に19万2000円、支出に324万4000円をそれぞれ追加するものでございます。補正内容につきましては、収入には寄附をいただいております防犯カメラの運用に係る電気料金10年分の見込み額を加えるものでございます。支出には電気料金が値上がりしていることに伴います予算不足分の電気料金見込み額を加えるものといったものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。「議第87号 令和4年度羽島市下水道事業会計補正予算(第1号)」についてでございますが、収益的収入に1304万8000円、支出に1993万3000円をそれぞれ追加するものでございます。補正内容につきましては、収入には一般会計か

<p>原委員長</p>	<p>らの繰入及び寄附をいただいております防犯カメラの運用に係る電気料金10年分の見込み額を加えるものでございます。また支出につきましては、今般の電気料金が値上がりしていることに伴います予算不足分の電気料金見込み額等を加えるものといったものでございます。</p> <p>以上、追加提出をお願いしたい議案について、その概略を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。ただいまの説明に対して何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>執行部は退室していただいて結構です。</p> <p>(執行部退席)</p>
<p>原委員長</p>	<p>続きまして、請願について、局長説明をお願いいたします。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>それでは、昨日までに受け付けました請願は2件ございます。</p> <p>1件目が「請第5号 学校給食に関する請願」紹介議員 花村隆、請願者 羽島市正木町不破一色379、新日本婦人の会羽島支部 柴田典子、付託委員会は民生文教委員会でございます。</p> <p>2件目、「請第6号 18歳到達後の年度末までの医療費助成制度拡充を求める請願」紹介議員 花村隆、請願者 羽島市正木町不破一色379、新日本婦人の会羽島支部 柴田典子、付託委員会は民生文教委員会でございます。</p> <p>以上が昨日までに受理しました請願でございます。請願は初日に紹介を行った後、関係常任委員会へ付託をお願いしたいと思います。なお、今回の請願については採択された場合、最終日に議員発議にて上程いたします。その際には議会運営委員会での取り扱いを協議しますのでよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>原委員長</p>	<p>続きまして、陳情、要望について、局長説明願います。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>昨日までに受け付けました陳情、要望は0件でございます。</p>

原委員長	<p>続きまして、議案の付託先について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>先ほど総務部長から説明がありました通り、当初に付議されます案件は、専決処分の報告等が3件、条例の制定及び一部改正が7件、指定管理者の指定が11件、令和4年度補正予算が1件、財産の処分が1件、市道路線の認定が1件、合計24件であります。このうち、承第8号、承第9号及び議第80号は補正予算の額に関連するということになりますので、この3件については、開会日に採決までお願いすることとなります。その後、補正予算の議第83号、議第84号、議第85号、議第86号及び議第87号の5件が追加提案されますので、追加議案提出後の議案数は26件、そのうち報第9号は委員会付託を省略いたしますので、議案の付託は総務委員会に19件、内追加は1件、民生文教委員会は3件、内追加が2件、産業建設委員会が3件、内追加が2件の合計25件になります。</p>
原委員長	<p>局長から説明のあった通り付託してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>次に、会議日程について、局長説明願います。</p>
議会事務局長	<p>会期は11月30日から12月23日までの24日間、日程については初日30日は市長提出案件の説明、請願の紹介、承第8号、承第9号及び議第80号の3件については質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで進めていただきます。その後、補正予算関係の議案が追加提出されるので、日程に追加し、議案の説明を願い、初日は散会となります。12月1日から8日までは休会、12月1日に議案の詳細説明を行います。9日は一般質問、10日と11日は休会、12日、13日が一般質問、14日は休会、15日は議案質疑、委員会付託、本会議終了後、議員間討議をお願いしたいと思います。16日は総務委員会、17日と18日は休会、19日は民生文教委員会、20日は産業建設委員会、21日、22日は休会、最終日23日は委員会報告、質疑、討論、採決と進めていただきたいと思います。最後に、代表質問につきましては、12月定例会は、1番目が自民清和会さん、1番目が自民クラブさん、</p>

	<p>3番目が元気・羽島クラブさん、4番目が市政自民クラブさん、5番目が公明党さん、6番目が正統派クラブさん、7番目が日本共産党羽島市議団さん、8番目が自民睦友会さんの順になりますのでよろしくお願いいたします。なお、一般質問用紙通告書につきましては初日の午後2時まで紙ベースで提出していただくことになっておりますが、9月定例会に引き続き、紙の提出に併せ、極力メールにメール等にてデータでも提出いただくようお願いいたします。議員間討議につきましては12月15日の議案質疑終了後に行っていただきますが、テーマの決定を12月1日の議案詳細説明の後に行っていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>原委員長</p>	<p>局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>では、そのように取り計らうことといたします。12月定例会について、その他何かありますか。</p>
<p>南谷佳寛議長</p>	<p>12月定例会もまだコロナの感染拡大がたくさん見受けられますので、下記の通り対応いたしますのでご理解をよろしくお願い致します。受付での議員の健康確認シート、議場出入り口の手指消毒、発言時を含めたマスクの着用、議場、委員会などの換気、アクリル板の設置、傍聴者の制限、受付での傍聴者の健康確認と非接触型体温計による検温、説明員の出席の最小化で行いたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
<p>原委員長</p>	<p>ただいま議長から発言がありました取り扱いについて、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>では、そのように取り扱うことといたします。その他何かありますか。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>それでは、質疑における連絡についてということで、議案質疑や委員会での質疑の連絡期限については、それぞれ質疑等が行われる2日前としておりますので、15日の議案質疑は2日前の13日まで、16日の総務委員会は14</p>

日の水曜日まで、19日の民生文教委員会は15日木曜日まで、20日の産業建設委員会は16日金曜日までとなりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、今定例会に提出されております指定管理案件11件について、指定管理者選定委員の名簿、選定委員の主な意見等、委託契約の項目内容、指定する団体の概要の4項目の資料提出の依頼について、昨年12月定例会の例に倣い、行うかどうか協議を後ほどしていただきたいと思っております。また、今のところ決定ではございませんが、また追加議案がある場合については議会運営委員会を開催することになりますのでよろしくお願いいたします。開催が決まりましたらご連絡いたします。よろしくお願い致します。

続きまして初日の本会議終了後、第1委員会室において全員協議会を開催しますのでよろしくお願いいたします。また全日程終了後、議会だより編集に係る広報広聴委員会を開催いたします。

続きまして、個人情報保護法の改正が今回の議案にも出ておりますが、併せて羽島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定が必要になっております。改正法では個人情報の保護を民間機関、公共機関に関わらず同じ根拠を持って行うことを目指しておりますが、行政機関等の定義のうち、地方公共団体の機関から、「議会を除く」とされていることから、法の趣旨により個人情報保護を行うために条例の制定を行うものでございます。条例案につきましては令和5年3月定例会の発議に向け、素案の決定、パブリックコメントを行う予定ですが、12月1日の全員協議会で全議員に説明を行い、15日にもう一度全員協議会を開催していただき、この案に対するご意見をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

原委員長

局長発言の指定管理についての意見がありましたら、お願いいたします。

豊島委員

局長ご提案の通り、4項目、3年前に倣ってお願いしたいと思っております。そうしないと、本会議で延々と質問しないといけないですから、よく知っていれば、そういう時間的なことも省けると言う失礼ですけど、事前勉強になりますので、局長の案に賛成です。

原委員長

他に何かございますか。

原委員長	<p>(発言なし)</p> <p>では、そのように取り計らうことといたします。 その他何かありますか。</p>
原委員長	<p>(発言なし)</p> <p>以上で12月定例会についての協議は終了します。 続きまして、議会運営委員会におきまして、議会基本条例の達成状況に関する評価点検について取りまとめてはとを考えます。別紙により全議員に記入いただいたものを取りまとめ、3月定例会をめぐり結果について全員協議会で報告し、公表してはと考えますが、ご意見などありましたらご発言願います。こちらの方の議会基本条例の中にA3の方の資料が入っているんですが、その中に基本条例の制定後、初めて4年の任期を経過する見込みであることから基本条例への理解を再形成することに合わせ、4年を通して達成状況について自己評価点検を行うものとし、今この趣旨によりまして、今回行ってはどうかということですが、ご意見ありましたらお願いいたします。</p>
野口委員	<p>賛成なんですけど、用紙を見ると、5段階評価で5から1に丸付けて終わり、記述式とかはないんですか。隣に書く、所見、自由記述ね。ここに書いて提出すると、全議員が。これ名前も公表される。</p>
野口委員	<p>(「名前は出さない」と呼ぶものあり)</p> <p>こういう意見があったということで、ドンと載せる形ということですね。わかりました。</p>
原委員長	<p>他にありますか。</p>
議会総務課長	<p>こちらの評価点検表の方ですけれども、こちらの事務局案として作らせていただきました。先ほど、3月定例会をめぐり結果をとという話だったんですけれども、こちらの様式自体がまずこういった形でいいかどうかということ議会運営委員会の方で協議をしていただいて、12月定例会中に全員協議会で皆さんに説明してお配りできればというふうに思っています。また、見直しの手続きの方ですけ</p>

	<p>れども、こちら議会基本条例の第24条の方にございまして、議会はこの条例の目的が達成されているかについて議会運営委員会において検証し、必要に応じてこの条例の見直し、その他適切な措置を講ずるものとしますとあります。4年という取り決めは特に条例には書かれていないんですけれども、このタイミングでされてはどうかということで、委員長の方から今、ご提案の方がございます。以上です。</p>
<p>豊島委員</p>	<p>課長からもあったように、こういう見直しはできますよと言いながら、往々にして何年もほったらかしというのは、市の執行部の方の規則や条例でもいろいろありますので、やはり見直しというのは絶対必要ですからいいことだと思います。まずそれで大賛成です。それから、様式についても、これは一つのたたき台ですけから先ほども出ておりましたように、所見や自由記述のところを可能ならばもう少し広くとってもらえたらと思っております。それが意見ですし、最後の3点目ですけど、名前は公表しないということですが、やっぱり事務局としては、誰が出したかという、チェックとかいろいろあると思いますから、それは信用しておりますから、私は名前書いて出しますが、以上です。</p>
<p>原委員長</p>	<p>他にご意見ありますか。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>すみません、今回の検証の方法について一言補足させていただきますと思いますが、とりあえずシートにつきましては、全員皆さんにそれぞれ記入をいただきまして、記入いただいたものを回収した後に、また議会運営委員会でそれらを集計といいますか、取りまとめを行った上で、羽島市議会としてどうかという形にまとめてまいりますので、先ほど、確かお尋ねありましたこのシートそのものを公表するというわけではありませんので、その点についてまずご理解いただきたいというところになってまいります。よろしく申し上げます。</p>
<p>南谷清司委員</p>	<p>最終的には議会の同意をとることになると思うので、そのスケジュールはどんなスケジュールでやるのか。全協でやるのか本会議でやるのかどうやってやるのかわかりませんが。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>今のところ3月末ごろの全員協議会のところで皆さんに結果としてお示しをしていただいておりますので、これも含</p>

<p>原委員長</p>	<p>めて、またこの場での検証の中でまた協議いただくことになるかと思えます。</p> <p>他にありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>では今後、議会運営委員会において検証を進めていくこととしてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>では、そのように進めさせていただきます。</p> <p>議長さん他に何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>これで議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: right;"><b>【閉会＝午前10時48分】</b></p>